

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成29年5月22日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600313 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1700006 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 3 年 1 月 16 日から同年 8 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 3 年 1 月から同年 7 月までの標準報酬月額については、12 万 6,000 円から 14 万 2,000 円とする。

平成 3 年 1 月から同年 7 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 3 年 1 月から同年 7 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 3 年 1 月 16 日から同年 8 月 1 日まで

平成 3 年 1 月 16 日から A 社に勤務したが、給与から控除されている厚生年金保険料額とねんきん定期便の控除額が相違している。

請求期間について、給与から控除された厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額に訂正し、年金額に反映する記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が提出した給与明細書によると、請求者は、請求期間において A 社からオンライン記録で確認できる標準報酬月額（12 万 6,000 円）を超える報酬の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認又は推認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については給与明細書で確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、14 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、請求期間当時の事業主は死亡している上、商業登記簿謄本によると、A 社は解散しており、解散時に同社の代表取締役であった者は、請求者の請求内容どおりの届出を行ったかについて不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600331 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1700007 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社（現在は B 社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 10 年 12 月 31 日から平成 11 年 1 月 1 日まで
年金記録によると、私の A 社における厚生年金保険被保険者の喪失年月日は平成 10 年 12 月 31 日となっている。

私は、A 社を平成 10 年 12 月 31 日に退職し、平成 10 年 12 月分の厚生年金保険料を給与から控除されていたと思うので、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 11 年 1 月 1 日に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

雇用保険被保険者記録によると、請求者の離職年月日は、平成 10 年 12 月 30 日とされており、また、B 社が提出した労働者名簿における請求者の経歴欄には、平成 10 年 12 月 30 日退職と記録されており、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日（平成 10 年 12 月 31 日）と符合する。

なお、B 社は、請求者は平成 10 年 12 月 30 日付退職であったため、請求者の請求どおりの届出を行っていないとしており、同社が提出した給与台帳において、請求者の給与から平成 10 年 12 月分の厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。